

神戸市立高等学校教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和7年10月22日（水）10：57～11：09
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：（市） 教職員給与課長、労務制度係長、他2名
（組合） 執行委員長、書記長
4. 議 題：教員の処遇改善について

5. 発言内容：

（組合） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて心から感謝申し上げます。

さて、本日は、教員の処遇改善について、ご提案させていただきます。

お配りしております「教員の処遇改善について」をご覧ください。

「1. 概要」でございますが、全ての子供たちへのより良い教育の実現に向け、教員の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、国の法改正を踏まえて、教職の重要性和職務や勤務状況に応じた処遇改善を行うことといたします。

「2. 実施内容」でございますが、はじめに「（1）教職調整額の改善」につきまして、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を踏まえ、令和12年度までに10%まで引き上げることといたします。なお、幼稚園の教員に係る教職調整額については、現状維持といたします。また、指導改善研修を受けている職員については、職務や勤務の状況に応じた処遇を実現する観点から、教職調整額を支給しないことといたします。

次に「（2）教員特別手当の見直し」でございますが、「①学級担任等加算の新設」につきまして、教育公務員特例法の改正を踏まえ、校務類型に応じた支給とするため、学級担任等加算を導入し、給料の調整額の支給対象の教員を除く担任及びそれに準ずる校務を担当する教員に給料月額0.5%を加算することといたします。

「②支給額の見直し」につきまして、級号給に対応して支給している教員特別手当については、教職調整額の改善、学級担任等加算の導入を踏まえ、教育職給料表(2)の適用を受ける者の一律支給額を減額いたします。

「（3）非常災害時等の緊急業務に係る特殊勤務手当の改善」につきまして、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に関する、週休日等の業務従事時間の要件を8時間程度から4時間程度に緩和するとともに、非常災害時における児童生徒の負傷、疾病等に伴う救急の職務及び、児童生徒に対する緊急の補導の職務の支給額を1回あたり8,000円に増額いたします。

最後に、「（４）給料の調整額の減額」につきまして、支給額を給料月額の３％程度から１．５％程度に段階的に引き下げることといたします。

「３．実施時期」でございますが、「（１）教職調整額の改善」、「（２）教員特別手当の見直し」、「（３）非常災害時等の緊急業務に係る特殊勤務手当の改善」につきましては令和８年１月１日といたします。なお、「（１）教職調整額の改善」につきましては、各年度１月１日付けで１％ずつ段階的に引き上げることといたします。

「（４）給料の調整額の減額」につきましては、令和９年１月１日に２．２５％、令和１０年１月１日に１．５％に段階的に引き下げることといたします。

私どもからは以上でございます。

（組合） 高校の教員の処遇改善については、特別支援関係を除いて、現在の提案で了とさせていただきます。

特別支援関係の給料の調整額の減額については再考をお願いしたいと思います。

また、幼稚園の教員については、教職調整額の改善の対象外であることに市高として反対です。国が指摘する過去の待遇改善は、神戸市では全く行われていません。今回、待遇改善を行わない理由が成り立っていないのではないかと思います。他校種と同様の多忙化の中で、事務負担まで負わされている現状が理解されていないように感じます。主任を主幹教諭にするなど、神戸市独自でできる待遇改善も含めて検討していただきたいと思います。

（市） ただいまご要求をいただきました給料の調整額の減額及び幼稚園の教員の処遇改善につきまして、回答させていただきます。

給料の調整額につきましては、国において令和８年度以降、支給額の段階的な縮減が予定されており、神戸市におきましても、国の取り扱いに準じて措置を講じる必要があると受け止めております。

給料の調整額の減額に関する具体的な取り扱いにつきましては、今後の国の対応を踏まえ、改めてご提案させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

幼稚園教員の教職調整額につきましては、改正給特法において、給料月額の百分の四とされており、近隣の自治体においても幼稚園教諭の教職調整額を引き上げる予定の自治体はないと認識しております。このような状況の中、本市独自で幼稚園教員の教職調整額を改善することは困難であると考えています。

ご指摘をいただきました通り、幼稚園教諭の先生方についても、他の校種の教員と同じように、多忙な中、子どもたちのために多大なご尽力をいただいていることは認識をしております。そうした、現場で働く皆様方からのご意見を踏まえて、他の校種においては、国の取扱いに準拠して、教員特別手当の一律減額を行

っておりますが、幼稚園に関しては、教員特別手当の引き下げることなく、学級担任等加算の導入を行うことで、処遇改善を図っております。

本市の厳しい財政状況を踏まえると、神戸市独自の処遇改善は困難ではございますが、他の自治体の動向を注視しながら、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(組合) 確認なのですが、例えば指導改善研修を1年間受けていた場合、その期間だけ教職調整額が支給されないということで良いのでしょうか。

(市) その通りです。指導改善研修の実施期間は必ずしも1年間ではないので、例えば4月から12月まで指導改善研修を受けて、1月から教職に復帰された場合は、1月から教職調整額が支給されます。

(組合) 支給率は、支給再開時点の率が適用されるということで良いのでしょうか。例えば、令和9年1月から12月まで指導改善研修を受けて、令和10年1月から支給再開となる場合は、指導改善研修前の5%から6%を飛ばして7%が適用されるということで良いのでしょうか。

(市) その通りです。